

第17回

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年2月27日（木曜日）午前10時

場 所

東京都品川区東品川二丁目3番12号
シーフォートスクエア 2F（南パサージュ[®]）
レンタル会議室PROME

決議事項

- 第1号議案 吸収分割契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件（1）
- 第3号議案 定款一部変更の件（2）
- 第4号議案 剰余金の処分の件
- 第5号議案 取締役6名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第7号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

昨年と会場が変更となっておりますので、ご注意ください
まいりますようお願い申し上げます。末尾の「株主総会
会場ご案内図」をご参照ください。



株式会社トゥエンティフォーセブン

証券コード：7074

証券コード：7074
2025年2月12日
(電子提供措置の開始日2025年2月5日)

株 主 各 位

東京都港区愛宕二丁目5番1号
株式会社トゥエンティーフォーセブン
代表取締役社長 松 木 大 輔

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第17回定時株主総会招集ご通知」および「第17回定時株主総会その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://247group.co.jp/ir/meeting/>

電子提供措置事項は、上記の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（以下「東証」）のウ
ェブサイトにも掲載しております。以下より東証上場会社情報サービスにアクセスしていただ
き、銘柄名（トゥエンティーフォーセブン）または証券コード（7074）を入力・検索して「基
本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使す
ることができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のう
え、「議決権行使についてのご案内」（3頁～4頁）に沿って、2025年2月26日（水曜日）午後
7時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年2月27日（木曜日）午前10時

2. 場 所

東京都品川区東品川二丁目3番12号

シーフォートスクエア 2F (南パサージュ^㊿) レンタル会議室PROME

(会場が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

また、会場の座席数に限りがあるため、状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、あらかじめご了承くださいたくお願い申し上げます。)

3. 目的事項

報告事項

第17期（2023年12月1日から2024年11月30日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件（1）

第3号議案 定款一部変更の件（2）

第4号議案 剰余金の処分の件

第5号議案 取締役6名選任の件

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

第7号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有するすべての株主様に電子提供措置事項（株主総会参考書類等の内容である情報）を記載した書面をお送りいたしております。なお、ウェブサイトに掲載の株主総会資料のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、記載いたしておりません。従って当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 書面による議決権行使

#### 行使期限

2025年2月26日（水曜日）  
午後7時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

### 「スマート行使」によるご行使

#### 行使期限

2025年2月26日（水曜日）  
午後7時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### インターネットによるご行使

#### 行使期限

2025年2月26日（水曜日）  
午後7時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、  
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️® 0120-652-031 (9:00～21:00) その他のご照会 ☎️® 0120-782-031 (平日9:00～17:00)

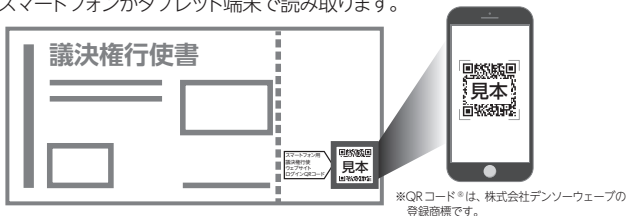
※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

※当社では、定款第17条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

## 「スマート行使」によるご行使

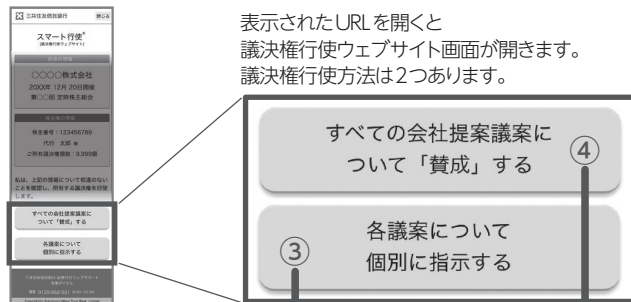
### ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

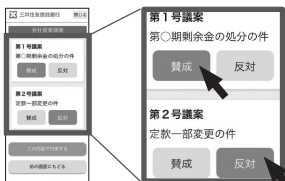


### ②議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



### ③各議案について個別に指示する

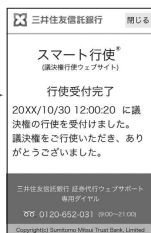


画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード<sup>®</sup>を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

### ④すべての会社提案議案について「賛成」する

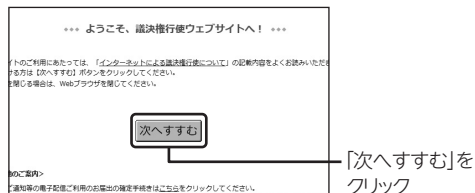


確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了です。

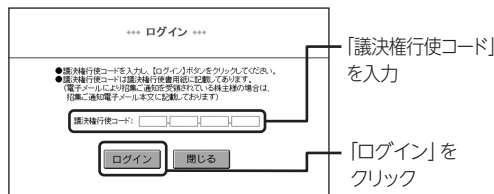
## インターネットによるご行使

### ①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

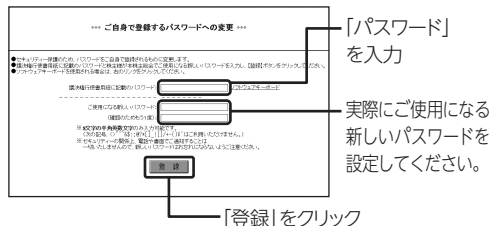
<https://www.web54.net>



### ②同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力し、ログインする



### ③同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、2025年1月27日開催の取締役会において、吸収分割の方式により持株会社体制へ移行することを決議し、当該決議に基づき2025年1月27日付で当社と当社の完全子会社である吸収分割準備会社の株式会社トゥエンティーフォーセブン設立準備会社（以下「承継会社」といいます。）との間で吸収分割契約を締結いたしました。

本議案は、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社として、当社のパーソナルトレーニング事業に関する権利義務（ただし、吸収分割契約において承継対象権利義務から除外されるものを除きます。）を承継させる内容の吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約について、ご承認をお願いするものになります。

なお、本吸収分割の効力発生日は2025年6月1日を予定しており、同日付で当社は「株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングス」に、承継会社は「株式会社トゥエンティーフォーセブン」に、それぞれ商号を変更する予定であります。また、当社は、持株会社体制への移行後も、引き続きグループ会社の経営管理を行う持株会社として上場を維持する予定です。

#### 1 吸収分割を行う理由

当社は、「世界中の人々から常に必要とされる企業を創る」を経営理念として掲げ、ウェブマーケティングによって世の中のニーズを把握し、常に必要とされるサービス・商品を創出することを目的としており、事業面においては2025年1月31日現在、パーソナルトレーニングジムを中心に全国で92店舗を展開しております。当社は、M&Aを含むパーソナルトレーニング事業との親和性の高い他社とのアライアンスによるサービス開発も検討している中、持株会社体制への移行により、持株会社はグループ経営機能に特化し、各事業会社は環境の変化に対応し、事業特性に応じたより機動的な事業展開を行うことにより、当社グループの企業価値向上を目指すことを目的として、2025年6月1日をもって持株会社体制に移行することといたしました。

## 2 吸収分割契約の内容の概要

### 吸収分割契約書（写）

株式会社トゥエンティーフォーセブン（東京都港区愛宕二丁目5番1号。以下「甲」という。）及び株式会社トゥエンティーフォーセブン設立準備会社（東京都品川区東品川二丁目3番12号。以下「乙」という。）は、甲が営むパーソナルトレーニング事業（以下「本承継対象事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、第6条に定める効力発生日において、吸収分割の方法により、本承継対象事業に関して有する第3条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

#### 第2条（吸収分割をする当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

##### (1) 吸収分割会社

甲：商号 株式会社トゥエンティーフォーセブン

住所 東京都港区愛宕二丁目5番1号

##### (2) 吸収分割承継会社

乙：商号 株式会社トゥエンティーフォーセブン設立準備会社

住所 東京都品川区東品川二丁目3番12号

#### 第3条（本吸収分割により承継する権利義務）

1. 本吸収分割により、乙が甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、本承継対象事業に関して甲が効力発生日において有する、別紙「承継権利義務明細」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）とする。但し、その承継につき関係官庁、

共有者その他の関係者の許認可、承諾等を要するものについては、当該許認可、承諾等の取得を条件とする。

2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、重畳的債務引受の方法による。但し、承継される債務について甲が履行その他の負担をした場合、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。

#### 第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等及びその割当）

乙は、本吸収分割に際し、甲に対して株式その他の金銭等の対価を交付しない。

#### 第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

乙は、本吸収分割において資本金及び準備金の額を増加しない。

#### 第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年6月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により、必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

#### 第7条（吸収分割の承認）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、同法第795条第1項の株主総会決議による本契約の承認を受けることなく本吸収分割を行う。

#### 第8条（競業避止義務）

別途の合意が存しない限り、甲は、本承継対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

#### 第9条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって本承継対象事業にかかる業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し合意のうえ、これ

を行う。

#### 第10条 （分割条件の変更および分割契約の解除）

1. 本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙が協議し合意のうえ、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 本効力発生日の前日までに、国内外の監督官庁その他の司法・行政機関から本吸収分割を適法に行うために必要な許認可等が取得されない場合（当該許認可等の前提条件を満たすことができない場合を含む。）、本契約は効力を失う。

#### 第11条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議のうえこれを定める

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2025年 1 月27日

甲 東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号  
株式会社トゥエンティーフォーセブン  
代表取締役社長 松木 大輔 印

乙 東京都品川区東品川二丁目 3 番12号  
株式会社トゥエンティーフォーセブン設立準備会社  
代表取締役 松木 大輔 印

## 承継権利義務明細

甲から乙への本吸収分割によって承継する権利義務は、本吸収分割の効力発生日の直前時における、以下に記載する権利義務とする。なお、甲及び乙が別途合意したものを除外すること、及び、以下に定める権利義務に付帯関連するものであって甲及び乙が別途合意したものを追加することを妨げない。

## 1. 本承継対象事業に属する資産

## (1) 流動資産

本承継対象事業に属する現金、預金、売掛金その他の流動資産（但し、別途甲及び乙間で合意したものを除く。）

## (2) 固定資産

本承継対象事業に属する建物、工具、器具及び備品その他の固定資産（但し、別途甲及び乙間で合意したものを除く。）

## 2. 本件承継対象事業に属する負債

本承継対象事業に属する買掛金、未払金、前受金その他の負債（但し、別途甲及び乙間で合意したものを除く。）

## 3. 本承継対象事業に属する契約上の地位（雇用契約以外）

本承継対象事業に属する契約上の地位及びこれに付随する権利義務（但し、別途甲及び乙間で合意したものを除く。）

## 4. 本承継対象事業に属する雇用契約

本吸収分割の効力発生の直前において甲が締結している本承継対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約及びこれに基づく一切の権利義務（但し、別途甲及び乙間で合意したものを除く。）

## 5. 本承継対象事業に属する許認可等

本承継対象事業に関する許可、認可、登録、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継が可能なもの。但し、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以 上

### 3 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 分割対価の相当性に関する事項

本吸収分割に際して、承継会社は、当社に対して対価の交付を行いませんが、当社は承継会社の発行済株式の全部を保有していることから、かかる内容は相当であると判断しております。

また、承継会社の資本金及び資本準備金の額は変動いたしません。

#### (2) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社は、2025年1月17日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 資産の部             |        | 負債の部          |        |
|------------------|--------|---------------|--------|
| 科目               | 金額     | 科目            | 金額     |
| (流動資産)<br>現金及び預金 | 10,000 | 負債合計          | —      |
|                  |        | 純資産の部         |        |
|                  |        | 科目            | 金額     |
|                  |        | (株主資本)<br>資本金 | 10,000 |
|                  |        | 純資産合計         | 10,000 |
| 資産合計             | 10,000 | 負債・純資産合計      | 10,000 |

#### (3) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

#### (4) 当社の最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

**第2号議案** 定款一部変更の件（1）

1 提案の理由

当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2025年6月1日（予定）を効力発生日として持株会社体制に移行する予定であります。この持株会社体制への移行に伴い商号および目的事項の見直しを行い、現行定款第1条（商号）及び現行定款第2条（目的）を変更するものであります。

なお、定款第1条（商号）および定款第2条（目的）の変更は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されること、および本吸収分割が効力発生日である2025年6月1日に変更の効力を生ずるものとし、また、併せてその旨の附則第1条を新設するものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                            | 変 更 案                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                                            | 第1章 総 則                                                                                                                  |
| （商号）<br>第1条 当社は、株式会社トゥエンティーフ<br>ォーセブンと称し、英文では、<br>Twenty-four seven Inc.と表示す<br>る。 | （商号）<br>第1条 当社は、株式会社トゥエンティーフ<br>ォーセブンホールディングスと称し、<br>英 文 で は、Twenty-four seven<br>Holdings Inc.と表示する。                    |
| （目的）<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的<br>とする。                                               | （目的）<br>第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに<br>次の事業を営む会社（外国法人を含<br>む。）、その他の法人等の株式又は持<br>分を保有することにより、当該会社<br>の事業活動を支援及び管理すること<br>を目的とする。 |
| 1～10（条文省略）                                                                         | 1～10（現行どおり）                                                                                                              |

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                  |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <u>附 則</u><br><u>(商号及び目的変更に関する経過措置)</u><br><u>第 1 条 第 1 条 (商号) 及び第 2 条 (目的) の</u><br><u>変更は、2025年6月1日をもって効</u><br><u>力が生じるものとする。なお、本条</u><br><u>は、効力発生日をもってこれを自動</u><br><u>的に削除する。</u> |

第3号議案 定款一部変更の件（2）

1 提案の理由

（1）当社は、当社の親会社であるNOVAホールディングス株式会社およびその子会社（以下、総称して「NOVA社グループ」といいます。）と協業し、NOVA社グループ全体での業務効率化によるシナジー効果を高めるため、また当社の固定費削減による収益改善の一助とすべく、2025年3月1日に当社の本店所在地をNOVA社グループの本店機能が集まる東京都品川区に移転することを予定しておりますので、現行定款第3条（本店の所在地）を変更するものであります。

なお、定款第3条（本店の所在地）の変更は、2025年3月1日をもって発生するものとし、この旨を明確にするために附則第2条を新設するものであります。

（2）経営基盤の一層の強化・充実を図るため、役付取締役として会長職を定めることができる旨を現行定款第21条第2項に追加するものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>(本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。                                                                 | 第1章 総 則<br>(本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都 <u>品川区</u> に置く。                                                                                |
| 第4章 取締役及び取締役会<br>(代表取締役及び役付取締役)<br>第21条 （条文省略）<br>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 | 第4章 取締役及び取締役会<br>(代表取締役及び役付取締役)<br>第21条 （現行どおり）<br>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、必要に応じて <u>取締役会長</u> 、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 |

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                          |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <u>附 則</u><br><u>(本店の所在地に関する経過措置)</u><br><u>第 2 条 第 3 条 (本店の所在地) の変更は、</u><br><u>2025年3月1日をもって、その効力</u><br><u>を生じるものとする。なお、本条は、</u><br><u>効力発生日をもってこれを自動的に</u><br><u>削除する。</u> |

#### 第4号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補に充当したいと存じます。

なお、本件は純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産合計額に変動はなく、業績に与える影響はございません。また、発行済株式総数に変更はありません。

##### 1. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。

- |                      |                |              |
|----------------------|----------------|--------------|
| (1) 減少する剰余金の項目およびその額 | その他資本剰余金       | 393,620,489円 |
| (2) 増加する剰余金の項目およびその額 | 繰越利益剰余金        | 393,620,489円 |
| (3) 剰余金の処分が効力を生ずる日   | 2025年2月27日（予定） |              |

第5号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために社外取締役1名を増員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 |    | 氏名                                           | 現在の当社における地位             | 取締役会への出席状況      |
|-----------|----|----------------------------------------------|-------------------------|-----------------|
| 1         | 再任 | <small>いなし</small> 稲吉 <small>まさき</small> 正樹  | 代表取締役会長                 | 63%<br>5／8 回    |
| 2         | 再任 | <small>まつき</small> 松木 <small>だいすけ</small> 大輔 | 代表取締役社長                 | 88%<br>7／8 回    |
| 3         | 再任 | <small>うえはら</small> 植原 <small>かずお</small> 一雄 | 取締役                     | 100%<br>22／22 回 |
| 4         | 新任 | <small>いしむら</small> 石村 <small>もとぎ</small> 元希 | 執行役員<br>総務・IR部シニアマネージャー | —               |
| 5         | 再任 | <small>はしもと</small> 橋本 <small>げん</small> 玄   | 社外取締役                   | 95%<br>21／22 回  |
| 6         | 新任 | <small>なかの</small> 中野 <small>しんじ</small> 信治  | —                       | —               |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                  | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式数 |
|------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1          | いなよし まさき<br>稲吉 正樹<br>(1969年7月3日生) | <p>1992年4月 愛知県蒲郡市役所 入庁<br/>1995年7月 同庁 退庁<br/>1995年7月 がんばる学園 創業<br/>1996年3月 (有)がんばる学園 (現(株)ジー・コミュニケーション) 設立 代表取締役社長<br/>2003年6月 (株)ジー・エデュケーション (現 NOVAホールディングス(株)) 設立 代表取締役社長 (現任)<br/>2015年5月 いなよしキャピタルパートナーズ(株)設立 代表取締役 (現任)<br/>2024年7月 当社 代表取締役会長 (現任)</p>                       | 一株            |
| 2          | まつき だいすけ<br>松木 大輔<br>(1973年7月4日生) | <p>2018年8月 NOVAホールディングス(株) 取締役開発法人本部長<br/>2019年2月 (株)GLR 代表取締役 (現任)<br/>2019年3月 NOVAホールディングス(株) 常務取締役 開発・Kinder 事業本部長<br/>2019年9月 (株)広島ドラゴンフライズ 取締役(現任)<br/>2022年7月 (株)GABA 取締役 (現任)<br/>2024年7月 当社 取締役副社長<br/>2024年10月 当社 代表取締役社長 (現任)<br/>2024年11月 NOVAホールディングス(株) 常務取締役 (現任)</p> | 一株            |
| 3          | うえはら かずお<br>植原 一雄<br>(1967年7月4日生) | <p>1991年4月 日本生命保険相互会社 入社<br/>2001年8月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー 日本支社 (現 メットライフ生命保険(株)) プロフィットセンター本部 企業保険部<br/>2012年12月 同社 EB&amp;コーポレート本部 EB営業推進部長<br/>2016年4月 当社 入社 パーソナルトレーニング部 次長<br/>2016年8月 当社 取締役 パーソナルトレーニング事業部 事業部長<br/>2020年2月 当社 取締役 パーソナル事業本部 本部長 (現任)</p>                 | 37,000株       |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社株式数 |
|------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 4          | いしむら もとき<br>石村 元希<br>(1974年8月16日生) | 2010年1月 (株)ウインローダー 入社 マーケティングコミ<br>ニケーション室長<br>2012年2月 同社 人事課長 兼 総務課長<br>2015年10月 同社 管理本部長<br>2020年3月 当社 入社 人事総務部 シニアマネージャー<br>2024年4月 当社 執行役員 人事総務部 シニアマネージャ<br>ー<br>2024年12月 当社 執行役員 総務・IR部 シニアマネージャー<br>(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 一株            |
| 5          | はしもと げん<br>橋本 玄<br>(1954年5月7日生)    | 1978年4月 (株)三和銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入社<br>1998年7月 三信(株) 社長室長<br>1999年12月 (株)ジェーシービー 企画部長<br>2004年1月 (株)ライフ 専務取締役<br>2006年4月 (株)セブン&アイ・ホールディングス 入社<br>2006年5月 (株)セブン・カードサービス 取締役 執行役員<br>2008年5月 (株)セブン・フィナンシャルサービス 取締役<br>2009年5月 (株)セブン・カードサービス 代表取締役社長<br>2011年4月 (株)セブンCSカードサービス 代表取締役<br>2011年5月 (株)セブン・フィナンシャルサービス 代表取締<br>役社長<br>2017年3月 同社 取締役会長<br>(株)セブン・カードサービス 取締役会長<br>2018年3月 (株)セブン・フィナンシャルサービス 顧問<br>2018年4月 (株)地域金融研究所 特別顧問 (現任)<br>2020年5月 当社 社外取締役 (現任)<br>2020年9月 学校法人 東京女子医科大学 理事長特別補佐 | 一株            |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社株式数 |
|------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 6          | なかの しんじ<br>中野 信治<br>(1971年4月1日生) | 1997年3月 日本人5人目となるF1選手権 参戦<br>2003年5月 INDY500 参戦<br>2003年8月 (有)コンヴィクション代表取締役 (現任)<br>2005年6月 ルマン24時間耐久レース 参戦 (日本人初、世界三大レース全てへの参戦)<br>2006年7月 (株)YAMATO 社外取締役<br>2009年6月 中日本自動車短期大学 客員教授<br>2019年3月 鈴鹿サーキットレーシングスクール バイスプリンス<br>2024年3月 ホンダレーシングスクール鈴鹿 エグゼクティブディレクター (現任) | 一株            |

- (注) 1. 石村元希氏および中野信治氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. いなよしキャピタルパートナーズ(株)およびNOVAホールディングス(株)は、当社の親会社です。(株)GLRおよび(株)広島ドラゴンフライズならびに(株)GABAは、NOVAホールディングス(株)の子会社です。
4. 稲吉正樹氏は、いなよしキャピタルパートナーズ(株)の代表取締役であり、NOVAホールディングスの代表取締役社長です。その地位および担当は上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
5. 松木大輔氏は、NOVAホールディングス(株)の業務執行者です。その地位及び担当は上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
6. 橋本玄氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割としては、長年に渡る経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、社外の立場から、経営上の意思決定および業務執行についての有益な意見をいただけるものと判断したためであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年9ヶ月となります。当社は同氏との間で、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結いたしております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
7. 中野信治氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は、(株)東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合、(株)東京証券取引所へ独立役員として届け出る予定であります。同氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割としては、長年に渡るプロスポーツ分野での豊富な経験と幅広い見識により、社外の立場から、経営上の意思決定および本業の事業展開において有益な意見をいただけるものと判断したためであります。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結いたします。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなった損害賠償金および争訟費用を補填の対象としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

**第6号議案 補欠監査役1名選任の件**

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴および重要な兼職の状況 |                                                         | 所有する<br>当社株式数 |
|-------------------------------------|---------------|---------------------------------------------------------|---------------|
| かどくら ようへい<br>門倉 洋平<br>(1981年8月19日生) | 2004年10月      | 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所                              | 一株            |
|                                     | 2013年12月      | 東京弁護士会 登録<br>AZX総合法律事務所 入所                              |               |
|                                     | 2014年11月      | 東京桜橋法律事務所 入所                                            |               |
|                                     | 2017年6月       | 埼玉弁護士会 登録換え<br>弁護士法人S&Nパートナーズ法律会計事務所 設立<br>代表パートナー (現任) |               |
|                                     | 2022年6月       | (株)横浜食品サービス 監査役 (現任)                                    |               |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 門倉洋平氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、門倉洋平氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、社外監査役として就任された場合、当社は門倉洋平氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 門倉洋平氏は、弁護士、公認会計士としての専門的な知識と豊富な企業法務経験を当社の監査体制に活かしていただけると判断したため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 門倉洋平氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなった損害賠償金および争訟費用を補填の対象としております。門倉洋平氏が就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第7号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

現在の取締役の報酬等の額は、2015年8月1日開催の当社臨時株主総会において、年額150百万円以内として、2022年7月25日開催の当社臨時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等を年額30百万円として、それぞれご決議をいただいたものでありますが、当社の業績向上および企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、ストック・オプションとしての業績連動型新株予約権を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、ストック・オプションとしての業績連動型新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内として設定いたしたいと存じます。

本議案に基づき発行されるストック・オプションは、当社の業績向上および企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として割り当てられるストック・オプションであり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第5号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと6名（うち社外取締役2名）となります。

### 記

#### 1 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社の業績と株式価値との連動制をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクを当社の株主の皆様と共有することで、当社取締役の中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるべく、常勤取締役に対し、ストック・オプションとしての業績連動型新株予約権を割り当てるものであります。

#### 2 新株予約権の内容

##### ①新株予約権の上限

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の総数は、260個を上限とする。

##### ②新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

### ③新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

### ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

### ⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から5年以内とする。

### ⑥新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役であることを要する。ただし、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

また、新株予約権者は、以下の条件をいずれも満たす場合に限り、新株予約権を行使することができる。

イ) 新株予約権の行使日の直前期末において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）において計上される経常利益が1百万円を超

過すること

□) 新株予約権の行使日の前月末日における当社普通株式の市場株価の終値が1株500円を超過すること

その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑧新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会の決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑨新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、当社取締役会において定める。

以 上

# 事業報告

(2023年12月 1 日から  
2024年11月30 日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中で個人消費やインバウンド需要が回復する等、景気に緩やかな持ち直しの動きがみられました。一方で不安定な世界情勢の長期化、原材料価格・エネルギー価格の高騰による物価上昇等、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、「世界中の人々から常に必要とされる企業を創る」という経営理念のもと、パーソナルトレーニングジム事業「24/7Workout」においては、いなよしキャピタルパートナーズ株式会社（以下、「ICP社」といいます。）による当社普通株式の公開買付けが成立した2024年5月下旬以降より、ICP社およびICP社の連結子会社であるNOVAホールディングス株式会社（以下、「NOVA社」といいます。）等との間で締結した資本業務提携契約の内容を踏まえ、経営成績および財務状況を早期に改善させるために、WEB広告を中心としたマーケティング分野、店舗開発分野を優先事項として協業に着手するとともに、現状の売上規模に応じた固定費の削減、変動費の最適化を推進いたしました。

その結果、当社の直営店は86店舗（前事業年度末比増減なし）、フランチャイズ店5店舗（前事業年度末比1店舗増）の合計91店舗となり、当事業年度の売上高は2,527,254千円（前事業年度比21.3%減）、営業損失は363,498千円（前事業年度は営業損失359,505千円）、経常損失は380,730千円（前事業年度は経常損失379,395千円）、当期純損失は435,661千円（前事業年度は当期純損失480,593千円）となりました。なお、当事業年度においては通期で営業損失を計上する結果となりましたが、前述した協業およびコスト削減策が奏功し、第4四半期会計期間（2024年9月1日から2024年11月30日）においては営業黒字となっております。

また、当社はパーソナルトレーニング事業を展開する単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、有形固定資産、建設仮勘定、無形固定資産、敷金及び保証金、長期前払費用を含め29,048千円であります。

その主たるものは、店舗設備投資に係るものであり、その資金は自己資金で賄いました。

## (3) 資金調達の状況

2023年10月2日に発行した第三者割当による第10回乃至第12回新株予約権（行使価額修正条項付）において、第10回新株予約権の残り3,900個の権利行使、第11回新株予約権の4,000個すべての権利行使、第12回新株予約権の4,000個すべての権利行使が行われたことにより、当事業年度において274百万円の資金調達を実施いたしました。また、2024年11月28日に第三者割当増資により、179百万円の増資を実施いたしました。

## (4) 対処すべき課題

### ① 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響および消費者の行動変容ならびにマーケット環境の変化を受け、当事業年度まで5期連続して売上高の減少ならびに経常損失および当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

そこで当社は「新規顧客数増加のための施策拡充」「既存顧客の維持拡大と新商材での売上拡大」「コストコントロールによる経費削減」等の対策を実施し、当該状況を解消いたします。

当社は借入金の残高はなく、当事業年度において、2023年10月2日に発行した第三者割当による第10回乃至第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の権利行使が完了したことによる資金調達および2024年11月28日から2024年12月6日を払込期間とした第三者割当による増資（以下、「本第三者割当増資」といいます。）の一部払い込みが完了したことにより、当事業年度末において651百万円の現金及び預金を保有しており、資金繰りに重要な懸念はないと判断しております。また、本第三者割当増資の払い込みも予定通り完了しております。加えて、ICP社およびNOVA社が親会社となり、両社との資本業務提携契約により、協業による経営成績の改善や、同グループによる当社への資金支援や同グループの信用力による財務基盤の安定化が期待できます。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断いたします。

## ② 事業環境の変化に耐え得る新サービスプランの導入

当社の主たる収益基盤はパーソナルトレーニング事業「24/7Workout」であります。コロナ禍を経て、健康やフィットネスへの関心が高まる一方、物価高や収入の変動により、多くの人が費用対効果を重視する傾向が強まっています。また、働き方改革やリモートワークの普及による生活スタイルの多様化により、トレーニングの時間や方法に柔軟性を求める声が増加しています。ゆえに「24/7Workout」では、このような社会的背景を受け、より多くのお客様に安心して利用いただける新サービスプランを導入し、定着させることで収益の確保に努めてまいります。

## ③ 集客手法の最適化による新規顧客の増加

当社の集客はWebマーケティングによる広告宣伝の比率が高く、パーソナルトレーニングジム関連を中心にインターネット検索数は年々増加傾向にあります。そのような環境下においても、NOVA社グループとの協業により、常に費用対効果の高いWeb広告手法の開拓にチャレンジするとともに、集客手法の最適化に努め、新規顧客数を増加してまいります。

## ④ 顧客獲得の効率化に向けた相互送客の実現

当社の「24/7Workout」の立地とNOVA社グループが展開する英会話教室や学習塾の立地は隣接している店舗も多く存在しています。また、双方ともに自己研鑽意欲の強い顧客特性を持ち、マンツーマン・個別指導形式を主としてサービス提供を行う点においても類似性があります。これら「立地」「顧客」「サービス形態」の共通特性を踏まえ、これまでにない店舗形態による出店や販促施策を実施することで、顧客獲得の効率化に向けた相互送客の実現に努めてまいります。

## ⑤ 知名度の向上

当社は「24/7Workout」の主軸サービスを提供する当社自身の知名度の向上を図ることが必要であり、知名度向上は新規の顧客開拓や優秀な人材の確保に寄与するものと考えております。今後は当社単独のみならず、NOVA社グループ全体としての広報活動に努め、より一層、様々なメディア等を使った情報発信を強化することにより知名度向上を目指してまいります。

## ⑥ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、非上場であるICP社およびNOVA社を親会社とする上場子会社となります。当社

の経営理念および経営方針ならびに上場会社としての経営の自主性・独立性を維持・強化するために、役員構成をはじめとした機関設計の見直しを図るとともに、少数株主を含む当社の株主共同の利益に配慮するために、支配株主との取引につきましては、取引金額の多寡にかかわらず、全ての取引について取引が当社の経営上合理的なものであるか、取引条件が他の外部取引と比較して適正であるかに留意し、当社取締役会にて審議のうえ意思決定を行うこととしております。また、特に重要な取引については、取引の合理性および契約内容の公正性等について支配株主との間に利害関係を有しない者による意見を入手し慎重に審議する方針とし、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分            | 2021年度<br>第14期 | 2022年度<br>第15期 | 2023年度<br>第16期 | 2024年度<br>(当期) 第17期 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------------|
| 売上高            | 5,457,172千円    | 4,236,656千円    | 3,212,860千円    | 2,527,254千円         |
| 経常損失 (△)       | △42,978千円      | △532,687千円     | △379,395千円     | △380,730千円          |
| 当期純損失 (△)      | △136,707千円     | △1,690,665千円   | △480,593千円     | △435,661千円          |
| 1株当たり当期純損失 (△) | △30.25 円       | △371.64 円      | △102.72 円      | △73.04 円            |
| 総資産            | 3,644,683千円    | 1,633,962千円    | 1,153,184千円    | 1,026,747千円         |
| 純資産            | 2,032,052千円    | 333,793千円      | 129,611千円      | 147,811千円           |
| 1株当たり純資産額      | 449.22 円       | 73.29 円        | 24.06 円        | 19.38 円             |

- (注) 1. 記載金額（1株当たり当期純損失(△)および1株当たり純資産額を除く）は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第15期の期首から適用しており、第15期以降に係る各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社はICP社およびNOVA社であり、ICP社は当社の普通株式3,360,700株（議決権比率44.07%）を保有しており、NOVA社は当社の普通株式1,394,500株（議決権比率18.29%）を保有しております。

なお、ICP社は同社による当社普通株式の公開買付けが成立したことにより、2024年5月23日より当社の親会社に該当することになり、NOVA社は2024年11月28日に払込が完了した第三者割当増資により当社の親会社に該当することになりました。

### ② 親会社等との間の取引に関する事項

#### イ. 取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社等のグループ会社等と取引を行う場合には、一般的な取引条件を参考に、適正な条件で行うことを基本方針とし、取引内容および取引の妥当性について、少数株主の利益に相反しないかどうか慎重に検討して実施しております。

#### ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

親会社等の取引は、当社社内規程に基づき、親会社等から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと判断しております。

#### ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

### ③ 親会社との重要な財務および事業方針等に関する契約等

当社は、2024年4月15日付にて、ICP社およびNOVA社等との間で、経済環境が目まぐるしく変わる今日の状況に鑑み、相互の発展のために、資本における結びつきを強めると共に、業務においても協力関係を構築することを目的として資本業務提携契約を締結しております。

なお、本契約において当社の経営理念および経営方針ならびに上場会社としての経営の自主性・独立性を維持し、少数株主を含む当社の株主共同の利益に配慮するために、ガバナンス体制が適切に構築されるよう、相互に協力する旨を合意しております。

### ④ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社は、パーソナルトレーニング事業を主要な事業としております。

(9) 主要な営業所および工場

① 本 社：東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階

② 店 舗

・24/7Workout 直営店

|      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|
| 北海道  | 1 店舗 | 宮城県  | 1 店舗 | 東京都  | 32店舗 |
| 神奈川県 | 7 店舗 | 千葉県  | 7 店舗 | 群馬県  | 1 店舗 |
| 静岡県  | 2 店舗 | 愛知県  | 4 店舗 | 大阪府  | 6 店舗 |
| 京都府  | 1 店舗 | 兵庫県  | 2 店舗 | 岡山県  | 1 店舗 |
| 広島県  | 1 店舗 | 福岡県  | 3 店舗 | 鹿児島県 | 1 店舗 |
| 新潟県  | 1 店舗 | 和歌山県 | 1 店舗 | 大分県  | 1 店舗 |
| 栃木県  | 1 店舗 | 石川県  | 1 店舗 | 埼玉県  | 7 店舗 |
| 茨城県  | 1 店舗 | 熊本県  | 1 店舗 | 山梨県  | 1 店舗 |

・FITTERIA 直営店

|     |      |
|-----|------|
| 東京都 | 1 店舗 |
|-----|------|

・24/7Workout フランチャイズ店

|     |      |     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|-----|------|
| 北海道 | 1 店舗 | 埼玉県 | 2 店舗 | 神奈川 | 1 店舗 |
| 大阪府 | 1 店舗 |     |      |     |      |

(10) 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 |
|---------|--------|
| 129名    | 45名減   |

- (注) 1. 上記従業員数には他社への出向者12名および臨時従業員（契約社員、アルバイト）67名は含んでおりません。
2. 前期末比45名減少の主な理由は、パーソナルトレーニング事業におけるトレーナーの業務委託化および売上規模に応じた人員調整ならびに他社への出向によるものです。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 16,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 7,627,800株  |
| (3) 株主数      | 2,016名      |
| (4) 大株主      |             |

| 株 主 名                                            | 持 株 数    | 持 株 比 率  |
|--------------------------------------------------|----------|----------|
| いなよしキャピタルパートナーズ株式会社                              | 3,360千株  | 44.06 %  |
| NOVAホールディングス株式会社                                 | 1,394 // | 18.28 // |
| 小島 礼大                                            | 430 //   | 5.64 //  |
| 株式会社SBI証券                                        | 154 //   | 2.02 //  |
| 山岸 透                                             | 124 //   | 1.64 //  |
| 楽天証券株式会社                                         | 78 //    | 1.02 //  |
| 株式会社Wiz                                          | 76 //    | 1.00 //  |
| 太田 繁芳                                            | 60 //    | 0.79 //  |
| ABN AMRO CLEARING BANK N.V.,<br>SINGAPORE BRANCH | 56 //    | 0.75 //  |
| BNP PARIBAS FINANCIAL MARKETS                    | 49 //    | 0.64 //  |

- (注) 1. 当社は、自己株式を107株所有しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
当事業年度において2023年10月2日に発行した第三者割当による第10回乃至第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の権利行使は完了しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 氏 名   | 地位および担当           | 重要な兼職の状況                                                                  |
|-------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 稲吉 正樹 | 代表取締役会長           | いなよしキャピタルパートナーズ(株) 代表取締役<br>NOVAホールディングス(株) 代表取締役社長                       |
| 松木 大輔 | 代表取締役社長           | NOVAホールディングス(株) 常務取締役<br>(株)GLR 代表取締役<br>(株)広島ドラゴンフライズ 取締役<br>(株)GABA 取締役 |
| 植原 一雄 | 取締役 パーソナル事業本部 本部長 | —                                                                         |
| 吉野 晴彦 | 取締役 コーポレート本部 本部長  | —                                                                         |
| 橋本 玄  | 取締役               | (株)地域金融研究所 特別顧問                                                           |
| 山田 暁彦 | 常勤監査役             | 山田暁彦公認会計士事務所 所長<br>SheepMedical(株) 監査役                                    |
| 吉原 慎一 | 監査役               | 東京南青山法律会計事務所 所長<br>アーキテクト・スタジオ・ジャパン(株) 社外取締役・監査等委員                        |
| 鶴森 美和 | 監査役               | 虎ノ門一丁目法律事務所 パートナー<br>トランス・コスモス(株) 社外取締役                                   |

- (注) 1. 取締役橋本玄氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役山田暁彦氏、吉原慎一氏および鶴森美和氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役山田暁彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役吉原慎一氏は、弁護士、公認会計士および税理士の資格を有しており、企業法務およびコンプライアンスならびに財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役鶴森美和氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務およびコンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2024年7月25日開催の臨時株主総会において、稲吉正樹氏および松木大輔氏は取締役に就任いたしました。
7. 2024年2月26日開催の第16回定時株主総会において、吉野晴彦氏は取締役に就任いたしました。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

| 氏 名   | 退任時の会社における地位 | 退任時の担当および重要な兼職の状況 | 退任日         |
|-------|--------------|-------------------|-------------|
| 小島 礼大 | 代表取締役社長      | —                 | 2024年10月15日 |

(注) 小島礼大氏は、辞任による退任であります。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役と会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、すべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなった損害賠償金および争訟費用を補填の対象としております。なお、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補償対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

### (5) 取締役および監査役の報酬等

#### ①取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### イ) 当該方針の決定方法

当社は、役員報酬等に関する事項について、当該決定方針を役員報酬規程により定めており、取締役会にて決議しております。

##### ロ) 当該方針の内容の概要

- i) 役員報酬の決定は、次に掲げる方法により、世間水準、経営内容および従業員給与とのバランス等を考慮して決定する。
- ii) 取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬の限度内とし、取締役会において決定する。ただし、取締役会が代表取締役に決定を一任したときは、代表取締役が決定する。
- iii) 固定報酬（業績に連動しない報酬）を支給する場合、取締役の役位、職責等に応じて支給額を決定する。
- iv) 業績連動報酬（業績に連動する報酬）を支給する場合、各事業年度の目標値に対する達成状況に応じ、支給額を決定する。
- v) 非金銭報酬を支給する場合、譲渡制限付株式、役員株式給付信託等を付与するものとし、付与数は役位、職責に応じ、各事業年度の目標値に対する達成状況に応じて決定する。
- vi) 監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度内とし、監査役の協議によって決定する。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬に関する株主総会の決議は、2015年8月1日開催の臨時株主総会で、取締役の報酬限度額は年額150百万円以内、2022年7月25日開催の臨時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等を年額30百万円として、それぞれ決議いただいております。また、2018年2月27日開催の第10回定時株主総会で、監査役の報酬限度額は年額20百万円以内と決議いただいております。なお、2015年8月1日時点の臨時株主総会終結時の取締役は5名、2022年7月25日時点の臨時株主総会終結時の対象取締役は1名、2018年2月27日第10回定時株主総会終結時の監査役は3名でありました。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当該事業年度の取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、代表取締役社長（2024年10月15日までは小島礼大氏、同日以降は松木大輔氏）に決定を一任しております。これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、代表取締役社長は、報酬に関する内規に基づき、当社の業績を俯瞰しつつ、各取締役の当該事業年度における業績貢献度の評価を行うにあたり最も適しているためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう社外取締役の関与・助言を得て客観性・公平性を担保する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額（千円）    |          |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|-------------------|-------------------|----------|----------|-----------------------|
|                  |                   | 基本報酬              | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬    |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 47,468<br>(5,400) | 47,468<br>(5,400) | —<br>(—) | —<br>(—) | 6<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 9,000<br>(9,000)  | 9,000<br>(9,000)  | —<br>(—) | —<br>(—) | 3<br>(3)              |

(注) 1. 上表は、2024年10月15日をもって辞任した代表取締役1名を含んでおります。  
2. 当事業年度まで5期連続して売上高の減少ならびに経常損失および当期純損失を計上したことを真摯に受け止め、経営責任を明確にするとともに、今後の業績回復に努めるため、下記のとおり月額報酬を自主返上しております。なお、表中の金額はすべて自主返上前の総額を記載しております。  
代表取締役社長 小島礼大氏 月額報酬の30%を返上（2024年8月から2024年10月）  
取締役 植原一雄氏 月額報酬の30%を返上（2024年8月から2024年11月）  
取締役 吉野晴彦氏 月額報酬の10%を返上（2024年8月から2024年11月）  
取締役 橋本玄 氏 月額報酬の10%を返上（2024年8月から2024年11月）

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先につきましては、「取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

主要取引先等特定関係事業者との関係において、配偶者、3親等以内の親族、ならびに、その他これに準ずる者の該当はございません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

| 氏名    | 地位    | 主な活動状況                                                                                      |
|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 橋本 玄  | 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会には、22回中21回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営判断に活かすべく、適宜発言を行っております。                 |
| 山田 暁彦 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には、22回中22回、また監査役会には、13回中13回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。       |
| 吉原 慎一 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には、22回中22回、また監査役会には、13回中13回出席し、主に弁護士および公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。 |
| 鶴森 美和 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には、22回中22回、また監査役会には、13回中13回出席し、主に弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。         |

### ④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

橋本玄氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、社外の立場から、経営上の意思決定および業務執行についての意見を述べていただき、経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称          やまと監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 22,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会がやまと監査法人の報酬等については、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、2016年6月29日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針を決議いたしました。その後毎年見直し、決議いたしております。

なお、基本方針は以下のとおりとなっております。

#### ① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ) 当社が共有すべきルールや考え方を表した会社理念を通じて、当社における企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保をするためコンプライアンス管理体制を整備し、「企業行動憲章」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につきコンプライアンス教育をすることにより、その周知徹底を図る。

ロ) コンプライアンス管理責任者は、「企業行動憲章」の周知徹底のための活動を行い、各部門における法令、定款および社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘および改善策の提案等を行う。

ハ) 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

ニ) コンプライアンス管理責任者およびコンプライアンス委員会を通じて、当社における法令違反または「企業行動憲章」の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

ホ) コンプライアンス委員会は、当社における不正行為の原因究明、再発防止策の策定および情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえてコンプライアンス管理責任者は、再発防止策の展開等の活動を推進する。

ヘ) 代表取締役直轄の内部監査室を設置し内部統制の監査を行う。

#### ② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ) 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令および「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。

ロ) 取締役および監査役は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他事業運営上の重要事項に関する決裁書類をいつでも閲覧することができる。

ハ) 情報セキュリティに関しては、重要性を認識するとともに、情報セキュリティに関する規程、マニュアル等を整備し、必要な社内教育を実施する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ) 当社は、適切なリスク管理を行うため、リスク管理規程を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針および体制を定める。
  - ロ) 各部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
  - ハ) コンプライアンス管理責任者は、各部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行う。
- 二) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、コンプライアンス委員会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
- ホ) 各部門は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する実施責任者、運用責任者およびコンプライアンス管理責任者にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会および監査役に報告する。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ) 取締役会は、当社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- ロ) 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、職務権限規程、稟議規程に基づき、各取締役、従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を移譲する。
- ハ) 職務の執行により一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合は、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規程に基づく組織の変更を行うことができる。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ) 財務報告の信頼性および実効性を確保するため財務報告に係る内部統制の構築・運用を図る。
- ロ) 財務報告の作成過程においては虚偽記載ならびに誤謬などが生じないようにIT統制を含め実効性のある統制環境体制を構築し運用する。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき従業員の独立性に関する事項
  - イ) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、会社は、監査役の職務を補助するため、当社の内部監査室の従業員の中から選び、専任の従業員として配置することができる。
  - ロ) 前号の監査役の職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとする。
  - ハ) 当社は、内部規程において監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨、および、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を明記する。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - イ) 取締役は、取締役会およびその他重要会議にて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反等、コンプライアンス上重要な事項を報告することとする。
  - ロ) 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
  - ハ) 内部監査室は、監査結果等内部監査に関する事項について監査役に報告するものとする。
  - 二) 取締役および使用人は、監査役が報告を求めた時には速やかに報告することとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
  - ロ) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
  - ハ) 代表取締役、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス委員会等は、それぞれ定期的および随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。
- ⑨ 反社会的勢力との関係断絶にむけた基本的な考え方およびその整備状況
  - イ) 「反社会的勢力排除規程」において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社の取締役および使用人に対し周知徹底を図ることとする。
  - ロ) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### ① 情報の保存および管理

文書管理規程等の社内規程に基づき取締役会および重要な会議の議事録作成を行うとともに保存管理の徹底を図っております。記録文書は、取締役、監査役の求めがあれば随時、閲覧提供しております。

### ② 取締役の職務執行

定例取締役会（毎月1回開催）において、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を22回開催しております。

### ③ 監査役の職務執行

監査役は、監査役会で策定された監査方針ならびに監査計画に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

なお、当事業年度につきましては、監査役会を13回開催しております。

### ④ コンプライアンス委員会の開催

コンプライアンス委員会の運営を通じ、当社全体のコンプライアンス意識の醸成に努めるとともに、対象の社員へのコンプライアンス研修を実施することにより、コンプライアンス教育を推進しております。

なお、当事業年度につきましては、コンプライアンス委員会を1回開催しております。

### ⑤ 内部監査の実施について

内部監査室にて内部監査計画を定め、各店舗および各部門に対して、業務執行の適正性や法令等の適合状況についての内部監査を行っております。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、特に定めはございません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
|--------------------|------------------|--------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                  | <b>(負 債 の 部)</b>   |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>798,754</b>   | <b>流 動 負 債</b>     | <b>596,073</b>   |
| 現 金 及 び 預 金        | 651,321          | 買 掛 金              | 2,659            |
| 売 掛 金              | 26,895           | 未 払 金              | 74,475           |
| 商 品                | 22,126           | 未 払 費 用            | 112,910          |
| 貯 蔵 品              | 692              | 未 払 法 人 税 等        | 14,965           |
| 前 渡 金              | 6,246            | 前 受 金              | 300,389          |
| 前 払 費 用            | 68,834           | 預 り 金              | 20,189           |
| そ の 他              | 32,476           | 賞 与 引 当 金          | 45,552           |
| 貸 倒 引 当 金          | △9,839           | ポ イ ン ト 引 当 金      | 4,964            |
|                    |                  | 株 主 優 待 引 当 金      | 7,582            |
|                    |                  | 返 金 負 債            | 382              |
|                    |                  | 資 産 除 去 債 務        | 9,574            |
|                    |                  | そ の 他              | 2,426            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>227,992</b>   | <b>固 定 負 債</b>     | <b>282,861</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>1,190</b>     | 資 産 除 去 債 務        | 280,661          |
| 建 物                | 936              | そ の 他              | 2,200            |
| 工 具、器 具 及 び 備 品    | 254              | <b>負 債 合 計</b>     | <b>878,935</b>   |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>226,801</b>   | <b>(純 資 産 の 部)</b> |                  |
| 長 期 前 払 費 用        | 3,548            | <b>株 主 資 本</b>     | <b>147,811</b>   |
| 敷 金 及 び 保 証 金      | 223,252          | 資 本 金              | 99,992           |
|                    |                  | 資 本 剰 余 金          | 483,612          |
|                    |                  | 資 本 準 備 金          | 89,992           |
|                    |                  | その他資本剰余金           | 393,620          |
|                    |                  | 利 益 剰 余 金          | △435,661         |
|                    |                  | そ の 他 利 益 剰 余 金    | △435,661         |
|                    |                  | 繰 越 利 益 剰 余 金      | △435,661         |
|                    |                  | 自 己 株 式            | △132             |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>147,811</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>1,026,747</b> | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>1,026,747</b> |

損 益 計 算 書

(2023年12月 1 日から  
2024年11月30 日まで)

(単位：千円)

| 科 目 |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 金 額 |           |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|-----------|
| 売   | 上 |   |   |   |   |   |   |   | 高 |     | 2,527,254 |
| 売   | 上 |   |   |   |   |   |   |   | 価 |     | 1,597,794 |
| 販   | 売 | 上 |   |   |   |   |   |   | 利 |     | 929,459   |
|     | 費 | 及 | び | 一 | 般 | 管 | 理 | 費 | 益 |     | 1,292,958 |
| 営   | 業 |   |   |   |   |   |   |   | 損 |     | 363,498   |
| 営   | 業 |   |   |   |   |   |   |   | 収 |     |           |
|     | 受 |   |   |   |   |   |   |   | 取 |     |           |
|     | 受 |   |   |   |   |   |   |   | 利 |     | 68        |
|     | 自 |   |   |   |   |   |   |   | 家 |     | 11,688    |
|     | 和 |   |   |   |   |   |   |   | 機 |     | 39        |
|     | そ |   |   |   |   |   |   |   | 収 |     | 2,700     |
|     |   |   |   |   |   |   |   |   | 金 |     | 2,011     |
| 営   | 業 |   |   |   |   |   |   |   | 他 |     | 16,508    |
|     | 業 |   |   |   |   |   |   |   | 費 |     |           |
|     | 資 |   |   |   |   |   |   |   | 用 |     | 6,667     |
|     | 金 |   |   |   |   |   |   |   | 達 |     | 24,026    |
|     | 調 |   |   |   |   |   |   |   | 費 |     | 3,046     |
|     | 貸 |   |   |   |   |   |   |   | の |     |           |
|     | そ |   |   |   |   |   |   |   | 損 |     |           |
|     | 経 |   |   |   |   |   |   |   | 常 |     |           |
| 特   |   |   |   |   |   |   |   |   | 別 |     |           |
|     | 資 |   |   |   |   |   |   |   | 利 |     |           |
|     | 産 |   |   |   |   |   |   |   | 債 |     |           |
|     | 除 |   |   |   |   |   |   |   | 務 |     |           |
|     | 去 |   |   |   |   |   |   |   | 戻 |     |           |
| 特   |   |   |   |   |   |   |   |   | 入 |     |           |
|     | 別 |   |   |   |   |   |   |   | 益 |     |           |
|     |   |   |   |   |   |   |   |   | 失 |     |           |
|     | 減 |   |   |   |   |   |   |   | 損 |     |           |
|     | 貸 |   |   |   |   |   |   |   | 損 |     |           |
|     | 倒 |   |   |   |   |   |   |   | 入 |     |           |
|     | 引 |   |   |   |   |   |   |   | 額 |     |           |
|     | 前 |   |   |   |   |   |   |   | 失 |     |           |
|     | 当 |   |   |   |   |   |   |   | 純 |     |           |
|     | 期 |   |   |   |   |   |   |   | 損 |     |           |
|     | 税 |   |   |   |   |   |   |   | 失 |     |           |
|     | 引 |   |   |   |   |   |   |   | 入 |     |           |
|     | 法 |   |   |   |   |   |   |   | 額 |     |           |
|     | 人 |   |   |   |   |   |   |   | 失 |     |           |
|     | 税 |   |   |   |   |   |   |   | 純 |     |           |
|     | 、 |   |   |   |   |   |   |   | 損 |     |           |
|     | 住 |   |   |   |   |   |   |   | 失 |     |           |
|     | 民 |   |   |   |   |   |   |   | 入 |     |           |
|     | 税 |   |   |   |   |   |   |   | 額 |     |           |
|     | 及 |   |   |   |   |   |   |   | 失 |     |           |
|     | び |   |   |   |   |   |   |   | 純 |     |           |
|     | 事 |   |   |   |   |   |   |   | 損 |     |           |
|     | 業 |   |   |   |   |   |   |   | 失 |     |           |
|     | 税 |   |   |   |   |   |   |   | 入 |     |           |
|     | 当 |   |   |   |   |   |   |   | 額 |     |           |
|     | 期 |   |   |   |   |   |   |   | 失 |     |           |
|     |   |   |   |   |   |   |   |   | 純 |     |           |
|     |   |   |   |   |   |   |   |   | 損 |     |           |
|     |   |   |   |   |   |   |   |   | 失 |     |           |

# 株主資本等変動計算書

(2023年12月 1 日から  
2024年11月30 日まで)

(単位：千円)

|                          | 株主資本       |            |            |            |                     |            |
|--------------------------|------------|------------|------------|------------|---------------------|------------|
|                          | 資本金        | 資本剰余金      |            |            | 利益剰余金               |            |
|                          |            | 資本準備金      | その他資本剰余金   | 資本剰余金合計    | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計    |
| 当期首残高                    | 931,384    | 926,384    | －          | 926,384    | △1,728,364          | △1,728,364 |
| 当期変動額                    |            |            |            |            |                     |            |
| 新株の発行                    | 89,992     | 89,992     |            | 89,992     |                     |            |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)      | 137,108    | 137,108    |            | 137,108    |                     |            |
| 減資                       | △1,058,492 | △1,063,492 | 2,121,985  | 1,058,492  |                     |            |
| 欠損填補                     |            |            | △1,728,364 | △1,728,364 | 1,728,364           | 1,728,364  |
| 当期純損失 (△)                |            |            |            |            | △435,661            | △435,661   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |            |            |            |            |                     |            |
| 当期変動額合計                  | △831,391   | △836,391   | 393,620    | △442,771   | 1,292,703           | 1,292,703  |
| 当期末残高                    | 99,992     | 89,992     | 393,620    | 483,612    | △435,661            | △435,661   |

|                          | 株主資本 |          | 新株予約権 | 純資産合計    |
|--------------------------|------|----------|-------|----------|
|                          | 自己株式 | 株主資本合計   |       |          |
| 当期首残高                    | △132 | 129,271  | 339   | 129,611  |
| 当期変動額                    |      |          |       |          |
| 新株の発行                    |      | 179,985  |       | 179,985  |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)      |      | 274,216  |       | 274,216  |
| 減資                       |      | －        |       | －        |
| 欠損填補                     |      | －        |       | －        |
| 当期純損失 (△)                |      | △435,661 |       | △435,661 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |      |          | △339  | △339     |
| 当期変動額合計                  | －    | 18,540   | △339  | 18,200   |
| 当期末残高                    | △132 | 147,811  | －     | 147,811  |

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年1月24日

株式会社トゥエンティーフォーセブン  
取締役会 御中

やまと監査法人  
東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 木 村 喬  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 遠 坂 匡 紀  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トゥエンティーフォーセブンの2023年12月1日から2024年11月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

注記事項（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2024年11月11日付の取締役会決議において、2024年11月28日から2024年12月6日までを払込期日とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議し、2024年12月2日から2024年12月4日までの間にその払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年12月1日から2024年11月30日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イに留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人やまと監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月29日

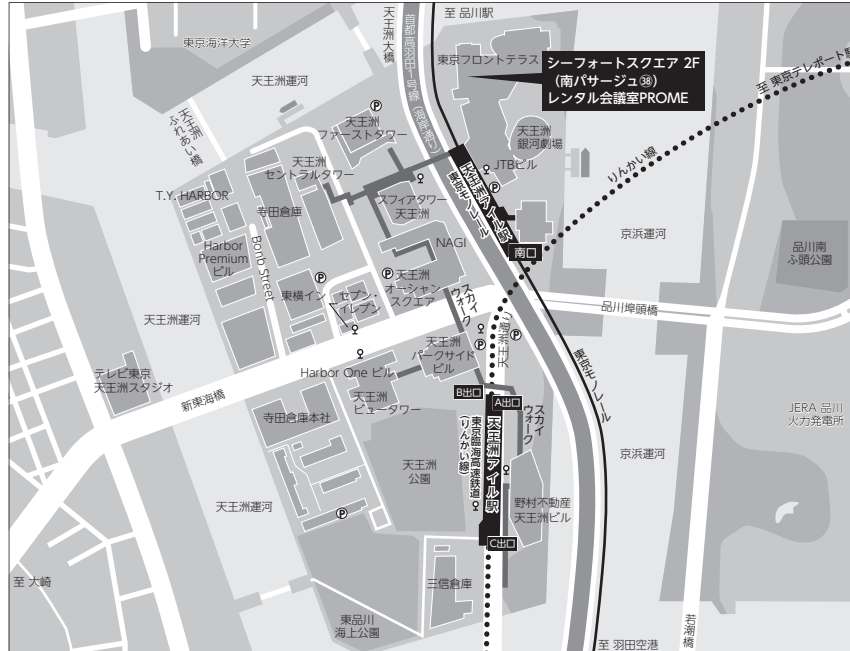
|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 株式会社トゥエンティーフォーセブン | 監査役会      |
| 社外監査役（常勤）         | 山 田 暁 彦 ㊞ |
| 社 外 監 査 役         | 吉 原 慎 一 ㊞ |
| 社 外 監 査 役         | 鶴 森 美 和 ㊞ |

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都品川区東品川二丁目3番12号  
シーフォートスクエア 2F（南パサージュ③8）  
レンタル会議室PROME

（※）昨年と会場が異なっておりますので、ご注意ください。



## 会場最寄駅

- 東京モノレール：「天王洲アイル駅」中央口直結
- りんかい線：「天王洲アイル駅」A出口徒歩4分